

令和3年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和3年11月12日

西多摩衛生組合議会

令和3年第2回西多摩衛生組合議定会定例会

1 日 時 令和3年11月12日(金)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 橋本 弘山 副管理者 浜中 啓一

副管理者 加藤 育男 副管理者 杉浦 裕之

会計管理者 島田 裕樹

監査委員 平田敬太郎

出席議員

1 番 下澤 章夫

3 番 香取 幸子

4 番 湖城 宣子

5 番 迫田 晃樹

6 番 大勢待利明

7 番 水野 義裕

8 番 門間 淑子

9 番 高田 和登

10 番 小澤 芳輝

11 番 幡垣 正生

12 番 青木 健

欠席議員

2 番 近藤 浩

西多摩衛生組合

事 務 局 長 郷 良則

施 設 長 島田 善道

総 務 課 長 薬袋 敏邦

財 務 課 長 松澤 昭治

計 画 管 理 課 長 古谷 浩明

維 持 運 転 課 長 中島 勲

7199727170西多摩衛生組合(株) 会長(兼) 全副組合長 伊藤 義孝

構成市町職員

青梅市環境部長 谷合 一秀

福生市生活環境部長 田村 清孝

羽村市産業環境部長 棚島 孝文

瑞穂町住民部長 野口 英雄

令和3年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和3年11月12日（金）

午後1時30分 開議

西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 認定第1号

令和2年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第6号

令和3年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）

日程第6 議案第7号

令和3年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

日程第7 議案第8号

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び

東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

○議長（幡垣正生） それでは、こんにちは。よろしくお願いいたします。

開会前にご報告いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、扉、窓を開けての開催となりますので、ご理解、ご協力のほど、お願いいたします。

それでは、始めます。

本日は、令和3年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、多数のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員定数12名、出席議員11名、欠席議員1名、よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、令和3年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和3年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、多数の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和3年10月末現在で、約3万6,140トンとなっております。

これは、前年同期と比較しますと、約1,060トン、2.9%の減で、今年度末における年間搬入量は、当初の計画量に対し、約1,200トン減の6万500トンのごみが搬入されるのではないかと見込んでおります。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、令和3年4月から実施しております、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、10月末現在で、約2,490トンを受け入れております。

なお、議長を通じ、先にお知らせをいたしましたとおり、令和3年9月28日付けにて、小平・村山・大和衛生組合より、令和4年度の可燃ごみ処理支援の依頼がまいりました。

この小平・村山・大和衛生組合からの依頼につきましては、11月2日に開催いたしました西多摩衛生組合正副管理者会議におきまして、広域支援協定による相互支援の趣旨を尊重し、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、令和4年度も引き続き、支援受託をしていくことを決定した次第であります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数は、令和3年10月末現在で、約3万1,900人、1日平均では、約258人となっており、コロナ禍の影響を受ける前の、令和元年同期との比較では、58%の減となっております。

これは、東京都の緊急事態措置等の要請に基づき、感染症拡大防止のため、臨時休館や開館時間の短縮など、安全管理上の措置を実施したことが主な要因となっております。

10月26日以降、開館時間の短縮措置が解除されましたが、引き続き、利用者の皆様に安心して来館していただけますよう、感染対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

なお、今後の組合運営の方向性に基づく、フレッシュランド西多摩温泉掘削工事の進捗状況等につきましても、広域支援の対応と合わせまして、後ほどの議員全員協議会の中で、ご報告をさせていただきます。

今次定例会には、決算認定1件、予算案件1件、分賦金の変更案件1件、規約変更案件1件、合わせて4件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（幡垣正生） 以上で、管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名についての件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

4番 湖城 宣子 議員

5番 迫田 晃樹 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和3年11月5日付け西衛発第617号で、令和3年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第5、議案第6号、令和3年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、日程第6、議案第7号、令和3年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本定例会における議事説明員といたしまして、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11月12日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。9番高田和登議員。

○9番(高田和登) 皆さん、こんにちは。議席番号9番の高田和登でございます。

通告に従い、1項目の一般質問をさせていただきます。

テーマは、西多摩衛生組合の情報提供と広報活動についてです。

通告書を読ませていただきます。

1項目目は、西多摩衛生組合の情報提供についてです。西多摩衛生組合の情報提供は十分な項目と不十分な項目が混在すると考えます。十分な項目としては、新型コロナウイルス感染症への措置対応についての情報提供は、頻回に実施されており、その努力を称賛したいと思います。

その一方で、フレッシュランド西多摩温泉掘削工事についての情報は、少ないと言わざるを得ません。令和3年7月7日の臨時会の後、7月8日にフレッシュランド西多摩温泉掘削工事の今後の予定について情報提供がありましたが、それ以降はないと思われまます。

なお、進捗状況については、一般質問を検討しましたが、この本会議の後に開催される議員全員協議会で行いますとのことであり、重複を避けるため、一般質問の項目とはいたしません。

(1) 西多摩衛生組合の情報提供は、コロナ関連以外において、少ないと考えますが、いかがでしょうか。

(2) 行政上の重大な変更が生じた場合、速やかに組合議員や構成市町の関係者に情報提供をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2項目目は、メールを使用した情報提供についてです。

現在、西多摩衛生組合からの組合議員への情報提供は、ファクシミリと同一内容の文書が郵送されてきます。

(1) 時間的な問題は残りますが、ファクシミリでの情報提供は、省略しても良いと考えますが、いかがでしょうか。

(2) 組合議員への情報提供は、ファクシミリや郵送でなく、メールでの連絡に一本化することを検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(3) 構成市町にお住まいの方への情報提供は、現在どのようにされているのかをお伺いいたします。

(4) 構成市町にお住まいの方のうち、希望者を登録し、情報提供を行う仕組みを検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3項目目は、西多摩衛生組合の広報活動についてです。

(1) にしたまエコにゆうすN○34(臨時号)は、羽村・瑞穂両協議会区域、約1万1,000世帯へ全戸配布したとのことですが、12月に発行予定のN○35は、宣伝の意味も兼ねて、構成市町に全戸配布すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(2) フレッシュランド西多摩の利用客を増加させるため、宣伝活動を強化することを検討したらいかがでしょうか。

(3) 構成市町広報誌8月1日号で、フレッシュランド西多摩温泉掘削の記事を掲載しましたが、構成市町広報誌の記事掲載は有力な広報手段と考えます。

(ア) 直近の構成市町広報誌への記事掲載の時期と内容を質問いたします。

(イ) 今後、構成市町広報誌への記事掲載を積極的に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（幡垣正生） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、9番高田和登議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問の1項目目、「西多摩衛生組合の情報提供について」の1点目、「西多摩衛生組合の情報提供は、コロナ関連以外において少ないと考えるがどうか」とのお尋ねですが、組合では、情報提供のツールとして、従前よりホームページの充実に力を入れており、清掃工場としての環境データを初め、例規集や予算書、決算書、財務書類、環境報告書等の積極的な情報提供に努めているところであります。

また、定期的に発行する組合広報紙「にしたまエコにゆうす」や構成市町広報紙への記事掲載、そして、環境センター図書閲覧コーナーにおいても、組合情報の積極的な公開を行っております。

「新型コロナウイルス感染症への措置対応について」以外は、情報提供が少ないとのことですが、令和2年3月より発行しております措置対応につきましては、現在に至るまで、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う国や東京都、羽村市からの措置対応が、逐次頻繁に発出、改正され、その都度方針が決められてきたため、それに準じた措置対応をその都度お知らせしたことから多くなったもので、コロナ関連以外においても、環境測定結果などを初め、必要な情報提供は、ホームページ上で随時、速やかに発信しているものと考えております。

次に、2点目「行政上の重大な変更が生じた場合は、速やかに組合議員や構成市町の関係者に情報提供をすべきと考えるがどうか」とのお尋ねですが、組合運営を進めていく上で、重大な変更事項が生じた場合は、正副管理者会議や議員全員協議会の機関会議にお諮りし、速やかな情報提供に努めておりますが、引き続き対応してまいります。

次に、ご質問の2項目目、「メールを使用した情報提供について」の1点目、「時間的な問題は残るが、ファクシミリでの情報提供は省略しても良いと考えるがどうか」と2点目、「組合議員への情報提供はファクシミリや郵送ではなく、メールでの連絡に一本化することを検討すべきと考えるがどうか」は関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

議長から組合議員へ重要な情報を伝達する際は、情報の伝達漏れを防ぐため、従前からファクシミリで、まず一報を入れ、その後、公文書として郵送により送付する、迅速かつ確実な情報提供の方法を取っていると伺っております。今後、情報提供の方法を変更する場合には、組合議員のご意見を伺った上で、進めていくことが肝要だと考えております。

次に、3点目「構成市町にお住まいの方への情報提供は、現在どのようにされているか」とのお尋ねですが、当組合は、廃棄物処理を主務とした一部事務組合であり、組織や規模も清掃工場の運営に特化した必要最低限のものとなっている反面で、組合を構成する3市1町の総人口は、27万5,000人余りの大きな規模となっております。

このようなことから、構成市町内の住民の皆様にお知らせが必要な案件につきましては、基礎的自治体である構成市町と一部事務組合である西多摩衛生組合において、役割を分担し、構成市町は各市町内の住民の皆様へ、組合については、羽村・瑞穂両協議会を窓口とした周辺住民の皆様へ情報提供することとしております。

次に、4点目「構成市町にお住まいの方のうち、希望者を登録し、情報提供を行う仕組みを検討すべ

きと考えるがどうか」とのお尋ねですが、既に、構成市町を含めた全ての住民の皆様への情報提供については、組合ホームページ、構成市町の広報紙などを通して、積極的に行っておりますことから、現在のところ特定の希望者を登録しての情報提供を行うことは考えておりません。

次に、ご質問の3項目目、「西多摩衛生組合の広報活動について」の1点目、「にしたまエコにゆうすナンバー34（臨時号）は、羽村・瑞穂両協議会区域、約1万1,000世帯へ全戸配布したとのことであるが、12月に発行予定のナンバー35は、宣伝の意味も兼ねて構成市町全戸配布すべきと考えるがどうか」とのお尋ねですが、現在、組合の広報紙である、にしたまエコにゆうすの配布は、原則年2回、12月と3月に当組合と公害防止協定を締結している羽村・瑞穂両地元協議会の区域内住民の皆様を対象に配布しております。

先ほど2項目目のご質問でお答えしましたように、当組合と構成市町は、住民の皆様にお知らせする役割分担がされておりますので、構成市町の住民の皆様へは、各構成市町の広報紙に記事を掲載していただくことで対応し、当組合からは、羽村・瑞穂両協議会の区域内住民の皆様に対し、配布していくこととしております。

次に、2点目、「フレッシュランド西多摩の利用客を増加させるため、宣伝活動を強化することを検討したらどうか」とのお尋ねですが、フレッシュランド西多摩では、従前より地元還元施設として、憩いの場、ふれあいの場として、地元の利用者に満足していただけるよう、各事業を創意、工夫しながら、利用者の増加を目指しております。

今後につきましては、コロナ禍の影響に配慮しつつ、現在工事を進めております温泉掘削による天然温泉や、今後のフレッシュランド西多摩改修工事によるリニューアル化を契機として、ホームページ、にしたまエコにゆうす、構成市町の広報等により、宣伝活動を強化し、利用者の増加に努めていきたいと考えております。

次に、3点目、「構成市町広報紙8月1日号でフレッシュランド西多摩温泉掘削の記事を掲載したが、構成市町広報紙の記事掲載は有力な広報手段と考えることについて」とのお尋ねのうち、「直近の構成市町広報紙への記事掲載の時期と内容は」と「今後、構成市町広報紙への記事掲載を積極的に行うべきと考えるがどうか」は関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

初めに、当組合では、従前より年間を通して、構成市町広報紙の毎月1日号へフレッシュランド西多摩のイベントや営業情報の記事掲載をしており、直近では、令和3年11月1日号への記事掲載として、11月に開催するフレッシュランド西多摩のイベントのお知らせと、多目的施設（体育館）で開催しております教室案内（ヨーガ教室・フラダンス教室）を掲載しております。

なお、イベントや営業情報以外の情報では、毎年6月1日号にダイオキシン類測定結果を掲載する他、必要に応じて広域支援の状況等を構成市町広報紙を活用し情報提供してまいりました。

今後についても、今まで同様、積極的に構成市町の広報紙を通して、当組合からの情報発信を進めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（幡垣正生） 9番議員、再質問ございますか。

9番高田和登議員。

○9番（高田和登） 再質問させていただきます。

ただいまご答弁にありましたとおり、西多摩衛生組合の情報提供については、ホームページを中心にやっているということで、少なくともはないというような回答だったと思うのですが、ちょっと発言

のご答弁の中にもあったのですけれど、これは構成市町の関係者とか、地域住民、そういう人たちへの提供と同じとは違うのでしょうか、ちょっともう一度、そこらあたりをご説明いただきたいと思います。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） 再質問にお答えいたします。

情報提供については、構成市町、組合議員等に内容は同じでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症への措置対応に関する情報提供に比べ、その他の情報提供量が少ないのご質問ですが、新型コロナウイルス感染症への措置対応については、その都度、期限間際に更新される国の緊急事態宣言の延長や、都の緊急事態措置等の内容に基づきフレッシュランド西多摩の開館の有無、開館時間等を、構成市町や組合議員、両協議会会長をはじめ、フレッシュランド西多摩のご利用者へいち早くお知らせする必要があることから、発行回数が多いものです。

一方、その他の情報、例えば工事などの情報については、重大なインシデントがない限り、その都度、速報を入れ、連続的にお知らせする性質の事案ではないことから、コロナ関連に比べ少なく思われますが、必要に応じた情報提供に心がけております。

なお、それぞれのニーズにより、お知りになりたい情報がある場合は、組合に直接お尋ねいただければ、その都度お知らせできますので、お問い合わせいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 9番高田和登議員。

○9番（高田和登） ありがとうございます。わかりました。

ちょっと、では3項目目に飛びます。広報活動についてですね。広報活動、やはり天然温泉が完成しても、利用客が少なければ、投資効果というのは、あまり出てこないのではないかなと思うわけです。相当の経費をかけてでも宣伝をすべきと考えます。例えば、SNSでの発信とか、新聞広告なども出してもいいのではないかなと思いますが、そういう媒体をフルに活用して宣伝すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） 再質問にお答えいたします。

フレッシュランド西多摩のリニューアルオープンに際しましては、先ほど管理者がお答えしましたとおり、積極的な宣伝活動を行い、集客力のアップにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 9番高田和登議員。

○9番（高田和登） ありがとうございます。

○議長（幡垣正生） 他になければ、以上で質疑を終わります。

引き続きまして、次に、12番青木健議員。

○12番（青木 健） 12番青木健です。

それでは、ご指名をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

今回、質問させていただきますのは、西多摩衛生組合におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）についての1項目です。

昨今、さまざまな分野でデジタル化が進んでおり、業務効率化やサービスの利便性向上が図られるなど、情報技術、いわゆるIT、あるいはICTと言われるものが生活に広く浸透しております。こう

したITの浸透が、人々の生活をあらゆる面で、より良い方向に変化させるというのが、今回、質問させていただきますデジタル・トランスフォーメーションの意義であります。

国においては、デジタル庁が発足し、行政もデジタル化の推進、いわゆる自治体DXも推進されており、コロナ禍を契機として、デジタル化がさらに加速しているものと認識をしております。

そこで、西多摩衛生組合の所掌事務・事業におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取り組みについて、お伺いいたします。

○議長（幡垣正生） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、12番青木健議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の「昨今、さまざまな分野でデジタル化が進んでおり、業務効率化やサービスの利便性向上などが図られるなど、ITが生活に広く浸透している。国においては、デジタル庁が発足し、行政のデジタル化の推進、いわゆる自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）も推進されている。そこで、西多摩衛生組合の所掌事務・事業におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の取り組みについて伺いたい」とのお尋ねですが、御承知のとおり、デジタル・トランスフォーメーションは、ITを駆使して、組織全体の変革に取り組んでいくことが、デジタル・トランスフォーメーションの根幹となります。

このようなことから、西多摩衛生組合の組合事務事業におけるデジタル・トランスフォーメーションの取り組みについて、環境センター、フレッシュランド西多摩、事務部門の3部門に分けてお答えをさせていただきます。

初めに、ごみ焼却施設である環境センターについては、既に、施設の運転を集中管理する各種システム機器については、ITを活用した自動制御装置が導入されています。

さらに、近年では、施設全体を無人化し、遠方より運転監視・自動運転支援をするシステムも開発されておりますが、このような最新システムを導入するには、プラント設計を全て変更する必要があることから、推進していくことは難しいものとなります。

しかしながら、将来的には、時代の変化に即した最新技術の導入について検討がされるものと考えております。

次に、フレッシュランド西多摩については、開設以来、入館管理システムに、販売時点情報管理システム、いわゆるPOSレジを導入し、地域別、時間別のご利用者数など、詳細情報を管理しております。このPOSレジでは、在館者数をリアルタイムで把握できることから、万が一の際の避難誘導時においても、誘導すべき人員数を即座に確認できるメリットがございます。

また、令和6年度以降に予定している、施設のリニューアルに際しましては、ご利用者の利便性を高めるため、館内精算の一元化や、電子マネー等による決済、電子回数券・電子ポイントの導入のほか、体育館・ふれあい館の予約管理の電子化など、新たなサービスの導入を検討していく必要があるものと認識しております。

最後に、組合業務の事務部門については、平成27年度に例規集として紙媒体であったものを、クラウド型の例規管理システムを導入し、いつでも、どこでも最新の法令の改廃情報の閲覧が可能となり、あわせてシステム化されたことにより、組合例規類の制定改廃事務における内部事務の効率化が図られております。

その他、財務会計システムや人事給与管理システムにおいても、令和元年度、2年度において、クラウド型システムに更新しており、保有するデータを企業側のサーバーセンターで管理することで、従

来のオンプレミス型システムと比較し、メンテナンスがリアルタイムで行われ、職員の作業負担や保守費用を大幅に削減することができております。

今後については、LAN環境の整備されていない居室内に、無線アクセスポイントを整備することで、執務室の分散化を実現するとともに、将来的には、ノート型パソコン、モバイル型パソコンを導入し、会議のペーパーレス化を図り、業務の効率化を進めていくことを検討しております。

今後、西多摩衛生組合においては、デジタル技術による変革というデジタルトランスフォーメーションの推進を念頭に、今後の組合運営とあわせて施設整備の検討なども行っていかなくてはならないと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（幡垣正生） 12番議員、再質問ございますか。

12番青木議員。

○12番（青木 健） それでは、再質問させていただきます。

既に取り組みされていること、また今後の展開について、ご答弁いただきまして、ありがとうございます。ただいまの答弁で、フレッシュランド西多摩の利用者の利便性向上として、館内精算の一元化、電子マネー等による決済、電子回数券、電子ポイントの導入のほか、体育館、ふれあい館の予約管理の電子化など、新たなサービスの導入を検討する必要があるとのことでしたが、時期については、令和6年度以降に予定している施設のリニューアルに際して、というふうなお話でありました。このようなキャッシュレス対応、またネット予約等は、官民ともに普及をしてくれておりますので、もう少し検討、導入というところが早くなれないかなというところが考えるところなのですが、この点についての考えについて、お答えいただきたいと思っております。

また、組合業務の事務について、LAN環境の整備やモバイル型パソコン等の導入、また会議のペーパーレス化など、業務の効率化を進めていくことを検討しているとのことでありました。このコロナ禍においてリモートワーク、またオンライン会議等も定着をしつつあると考えております。この点について、いつぐらいに形になりそうか、お示しできるのであれば、お答えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） フレッシュランド西多摩における電子決済等の導入について、その時期が早められないかというようなご質問ですが、電子決済など、新たな決済サービスを導入すためには、QRコードなどの、いわゆるコード決済に対応し、かつ温浴施設の運営体系に沿って、入館管理、精算処理が行えるレジシステムが必要となります。導入後5年を経過する現在のレジシステムは、現在普及するコード決済に対応できていないことから、早期の導入は難しいと判断しております。

また、令和5年度に計画する施設の大規模改修までの現行施設での運営期間は、既に2年を切っております。このことから、先ほど管理者がお答えしましたとおり、施設のリニューアルを契機に、新たなサービスを総合的に検討していく中で、電子回数券、電子ポイント等の導入などとあわせて、電子マネー、電子決済の導入についても、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） 私の方からは、組合事務の整備について、LAN環境の整備、会議のペーパー

レス化を進めていくことだが、具体的な目途についてのご質問でございます。

まず、具体的な目途でございますが、LAN環境の整備については、今年度中にこの大会議室をはじめとした各居室への無線LAN環境の整備が完了し、端末を導入した会議の開催や執務室の分散化が可能となる環境に整備されます。

そのほか、会議のペーパーレス化などについては、早い時期に実施できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 12番青木議員。

○12番（青木 健） ありがとうございます。ただいまの答弁で承知をさせていただきました。デジタル化は、時代の趨勢であります。冒頭述べさせていただきましたITの浸透が、人々の生活をあらゆる面で、より良い方向に変化させるデジタル・トランスフォーメーションの意義に基づき、取り組みを進めていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（幡垣正生） 以上で、一般質問を終わります。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について、3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第4、認定第1号、令和2年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました認定第1号、令和2年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、令和2年度のごみ搬入量の実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は、約6万1,400トンで、前年度との比較では、約280トン、0.5%の減量となっております。

また、令和2年度は、令和元年、台風第19号で被災した宮城県大崎市を支援協力するため、災害廃棄物、約314トンを受入れたことから、構成市町と災害廃棄物を合わせました総搬入量の前年度比較では、約32トン、0.1%の増量となっております。

次に、環境センターの整備事業であります。令和2年度は、施設の系年劣化に対応するため、工場棟屋上防水工事や各種設備更新工事を実施いたしました。

また、平成25年度から令和元年度までの7か年事業として実施した第1期基幹的設備改良工事の完了に伴い、令和2年度の実績に基づき、その効果を検証したところ、当初計画を上回る温室効果ガスの削減効果が得られるとともに、購入電力量の削減を果たしております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。令和2年度の浴場施設利用者数は、約6万9,900人、1日平均では、約294人となっており、令和元年度と比較いたしますと、約35%の減となっております。

これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館など、安全管理上の措置を実施したほか、外出自粛などによる、コロナ禍の影響が顕著に表れた結果となっております。

このような状況を踏まえて、決算の概要であります。歳入は、収入済額19億6,488万432円で、このうち、約93%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出は、支出済額 18 億 6,144 万 7,269 円で、予算現額に対する執行率は、約 95%となっております。
歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1 億 343 万 3,163 円で、この歳入歳出差引額は全額、翌年度への繰越金となるものです。

以上が、決算の概要であります。令和 2 年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 伊藤会計課長。

○会計課長（伊藤義孝） それでは、令和 2 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。お手元の決算書をご覧ください。

決算書の構成でございますが、2 ページ、3 ページは歳入歳出決算の総括表、4 ページから 7 ページにわたりましては、歳入歳出決算の内容となっております。9 ページ以降は、決算内容の詳細を記載する事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の 2 ページ、3 ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第 1 款分賦金から、第 5 款諸収入までの構成となっております。予算現額 19 億 5,547 万 9,000 円に対し、調定額・収入済額ともに 19 億 6,488 万 432 円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出は、第 1 款議会費から第 6 款予備費までの構成となっております。予算現額 19 億 5,547 万 9,000 円に対し、支出済額 18 億 6,144 万 7,269 円、不用額は 9,403 万 1,731 円でございます。不用額の主なものは、じん芥処理費における需用費及び工事請負費で、電気料等、光熱水費の使用料の減と、契約差金によるものでございます。

以上が決算の総括でございます。

次に、決算内容の詳細につきまして、9 ページ以降の事項別明細書でご説明いたします。

恐れ入ります。10 ページ、11 ページをお開き願います。

歳入における事項別明細書でございます。

第 1 款分賦金でございます。第 1 款分賦金は、収入済額 18 億 3,157 万 4,000 円で、これは 3 市 1 町からの分賦金でございます。歳入総額の 93.22%を占めております。構成市町別の金額については、備考欄のとおりで、割合で見ますと、青梅市が 47.05%、福生市 19.79%、羽村市 19.22%、瑞穂町 13.94%となっております。

次に、第 2 款使用料及び手数料は、収入済額 2,808 万 2,611 円で、歳入総額の 1.43%となっております。主なものは、第 1 項 1 目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料 2,342 万 2,610 円、多目的施設使用料 107 万 8,150 円、余熱利用施設行政財産使用料 291 万 3,015 円でございます。

恐れ入ります。12、13 ページをお開き願います。

第 3 款国庫支出金でございます。第 3 款国庫支出金は、収入済額 126 万 7,200 円で、歳入総額の 0.06%となっております。これは、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に伴う、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。

次に、第4款繰越金は、収入済額 8,265 万 9,137 円で、歳入総額の 4.21%となっております。これは令和元年度からの繰越金でございます。

次に、第5款諸収入は、収入済額 2,129 万 7,484 円で、歳入総額の 1.08%となっております。内訳は、第1項1目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入で、収入済額 1 万 6,402 円でございます。

続きまして、14、15 ページをお開き願います。

第2項2目雑入は、収入済額 2,128 万 1,082 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や自動販売機の電気料を含む余熱利用施設光熱水費等 117 万 5,043 円と、環境センター稼動に伴う売電収入、余剰電力売払収入 970 万 9,241 円、また、令和元年、台風第 19 号で被災した宮城県大崎市の災害廃棄物を受け入れた災害廃棄物処理委託受託金 942 万 2,700 円でございます。

以上、表の下段、歳入合計は、予算現額 19 億 5,547 万 9,000 円に対し、調定額・収入済額ともに 19 億 6,488 万 432 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、16、17 ページをお開きいただき、歳出の事項別明細書をご覧ください。

第1款議会費でございます。第1款議会費は、第1項1目組合議会費で、支出済額 120 万 8,200 円、予算現額に対する執行率は 84.43%、不用額は 22 万 2,800 円でございます。主なものは、1 節報酬の 101 万円でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

第2款事務所費でございます。第2款事務所費は、第1項1目一般管理費で、支出済額 1 億 9,361 万 323 円、予算現額に対する執行率は 96.43%、不用額は 716 万 2,677 円でございます。主なものは、2 節から 4 節までの人件費と、18 節負担金、補助及び交付金でございます。

2 節給料をご覧ください。2 節給料は、支出済額 4,862 万 3,368 円で、特別職 4 名、及び一般職職員 11 名分の給料でございます。

次に、3 節職員手当等は、支出済額 5,583 万 2,508 円で、これは、職員退職手当組合負担金を含む、一般職職員の諸手当でございます。

次に、4 節共済費は、支出済額 1,735 万 6,089 円で、主なものは、職員共済組合負担金でございます。

次に、20、21 ページをお開きいただき、10 節需用費をご覧ください。

10 節需用費は、支出済額 583 万 6,144 円で、主なものは、事務用品等を購入した消耗品費 218 万 2,450 円と、小学生の見学用パンフレット及び広報用資料等に要する印刷製本費 318 万 4,401 円でございます。

次に、12 節委託料をご覧ください。12 節委託料は、支出済額 700 万 8,212 円で、主なものは、環境センターの通路床面と窓ガラスの清掃を委託した庁舎清掃委託料 124 万 3,000 円と、システム更新に伴う移行作業等に要する電算システム修正委託料 121 万円、組合広報紙「にしたまエコにゆうす」を、周辺住民へ配布した広報用資料配布委託料 101 万 9,749 円でございます。

恐れ入ります。22、23 ページをお開き願います。

13 節使用料及び賃借料は、支出済額 540 万 4,335 円で、主なものは、事務用パソコン及び複写機等の事務機器使用料 239 万 1,483 円と、職員の履歴管理や給与計算等に使用する人事給与管理システム使用料 99 万 7,576 円でございます。

次に、18 節負担金、補助及び交付金をご覧ください。

18 節負担金、補助及び交付金は、支出済額、4,979 万 8,000 円で、主なものは、周辺市町地域振興負

担金 4,800 万円と地域環境対策協議会助成金 160 万円でございます。

周辺市町地域振興負担金は、羽村市と瑞穂町に対する、組合周辺の環境対策費としての支出でございます。

地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成する、環境対策協議会への支出でございます。

続いて、24、25 ページをお開き願います。

第 3 款じん芥処理費でございます。第 3 款じん芥処理費は、第 1 項 1 目じん芥処理費で、支出済額 13 億 3,248 万 866 円、予算現額に対する執行率は 95.25%、不用額は 6,642 万 2,134 円でございます。主なものは、10 節需用費、12 節委託料と 14 節工事請負費でございます。

26、27 ページをお開き願います。

10 節需用費をご覧ください。10 節需用費は、支出済額 1 億 8,420 万 4,940 円で、主なものは、公害防止用に用いる活性炭・消石灰などの薬品類を購入した消耗品費 7,993 万 8,914 円と、施設稼働に要する光熱水費 6,609 万 1,692 円でございます。

次に、12 節委託料をご覧ください。12 節委託料は、支出済額 2 億 5,974 万 6,140 円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託するごみ焼却業務委託料 1 億 4,797 万 2,000 円、施設稼働に伴う環境調査委託料 1,415 万 7,000 円、エコセメントの原材料となる飛灰を、二ツ塚の東京多摩エコセメント化施設へ運搬する飛灰搬出運搬業務委託料 1,654 万 6,352 円、プラントに係るコンピュータ機器等の保守点検業務を行う中央監視設備保守点検委託料 1,320 万円でございます。

恐れ入ります。28、29 ページをお開き願います。

14 節工事請負費をご覧ください。14 節工事請負費は、支出済額 7 億 3,479 万 4,500 円で、主なものは、プラント設備の維持管理を目的に、毎年実施しております施設維持整備工事 4 億 170 万 9,000 円と、環境センター建屋の延命化を目的とした工場棟屋上防水工事 1 億 3,618 万円でございます。

少し飛びまして、32、33 ページをお開き願います。

第 4 款余熱利用施設事業費でございます。第 4 款余熱利用施設事業費は、第 1 項 1 目施設運営費で、支出済額 1 億 3,545 万 7,358 円、予算現額に対する執行率は 94.72%、不用額は 754 万 4,642 円でございます。主なものは、10 節需用費、12 節委託料でございます。

10 節需用費をご覧ください。10 節需用費は、支出済額 4,290 万 350 円で、主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費 2,998 万 5,394 円でございます。

次に 34、35 ページをお開き願います。

12 節委託料は、支出済額 7,988 万 9,744 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料 6,365 万 4,594 円と、空調設備やポンプ、ボイラー等、施設に付随した機器の保守点検業務を委託した設備機器保守点検整備委託料 825 万 9,614 円でございます。

少し飛びまして、38、39 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございます。第 5 款公債費は、支出済額 1 億 9,869 万 522 円、予算現額に対しまして、執行率 99.99%、不用額は 1,478 円でございます。

第 1 項 1 目元金は、1 億 9,611 万 3,560 円で、余熱利用施設建設事業費の償還金 6,751 万 3,667 円と、基幹的設備改良工事費の償還金 1 億 2,859 万 9,893 円でございます。

第 1 項 2 目利子は、257 万 6,962 円で、元金と同様、余熱利用施設建設事業費と、基幹的設備改良工事費の利子償還でございます。

第 6 款予備費の支出はございません。

以上、表の下段、歳出合計は、予算現額 19 億 5,547 万 9,000 円に対し、支出済額 18 億 6,144 万 7,269 円、不用額は 9,403 万 1,731 円で、執行率は 95.19%でございます。

恐れ入ります。41 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は 19 億 6,488 万円、歳出総額は 18 億 6,144 万 7,000 円、歳入歳出差引額は 1 億 343 万 3,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 1 億 343 万 3,000 円でございます。

次に、42、43 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、土地、建物ともに、決算年度中における増減はございません。

最後に、44 ページをお開き願います。

取得価格 50 万円以上の物品に関する調書でございます。こちらにつきましても、決算年度中における増減はございません。

認定第 1 号、令和 2 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の細部の説明は、以上でございます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。平田監査委員。

○監査委員（平田敬太郎） それでは、ご指名をいただきましたので、令和 2 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきまして、ご報告をいたします。

令和 2 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る令和 3 年 10 月 4 日、午後 1 時 30 分から、組合会議室におきまして、香取監査委員とともに、管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙、審査意見書を送付いたしておりますことを、あらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認めるとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました令和 2 年度決算書類等は、地方自治法その他関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿との照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

そのようなことを踏まえましての審査意見でございますが、令和 2 年度組合事務事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、限られた予算の中で、着実に事務事業が遂行され、所期の目的が達成しているものと判断いたしましたところでございます。

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、フレッシュランド西多摩では臨時休館、及び営業時間短縮等の感染防止対策を余儀なくされ、依然として先行き不透明な状況が続いておりますが、引き続き適正な管理、運営に努めるとともに、その他の事務事業についても効率的に執行し、健全な財政運営に努めることを期待するものであります。

最後になりますが、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮した適正な維持管理のもと、公明、公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望しまして、決算審査意見書といたしました。

以上、令和 2 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきましてのご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（幡垣正生） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。8番門間議員。

○8番（門間淑子） 全体で8問ありますので、2問、3問、3問で質問していきます。

まず、最初の2問ですけれども、決算書は12ページ、国庫補助金についてですが、当初の予算は、100万8,000円という予算だったものが、決算、収入済額としては126万7,000円と、こう増えてきたわけですね。この増えてきたプロセス、何でここまできたのかということと、これは、決算書27ページにある排ガス分析の方に全額充当したのかということが、まず1問目です。

2問目です。これは各所にあるのですけれども、職員人件費につきまして、関連する質問を行っていきます。職員管理、これは事務報告書を見ていきますと、46ページ、47ページ、50ページ、51ページぐらいに渡って質問いたします。

今現在、西多摩衛生組合の職員数というのは、ここから見ると、一般行政職が27名で、再任用と会計年度任用職員を含めると9人になって、合計36名ということでいいかどうかということですね。

46ページの人員管理の表を見てみますと、これから先、3年ぐらいは定年退職する方がいらっしゃるというふうに見えるわけですが、この間の新規採用について、どう考えているのかということと、この50ページの管理のところと、それから45ページも含めてですけれども、女性の職員は、どこにいるか、何名いるかということと、今後、女性職員の採用について、どのように考えているのか。人員管理の面でお聞きします。

さらに、47ページのこの職員の健康管理の部分ですけれども、ここに新たに交通機関等事故休暇というのが初めて入りました。これが7件あるわけですね。今までこの項目はなかったわけですが、なぜここに入ってきたのかということと、7件というと決して少なくない数ですが、これはどういうふうな、交通機関等事故休暇というふうになっていますので、どういうふうなことで、休暇になったのかですね。それから、病気休暇の方もいらっしゃると思いますが、既に改善されたのかどうか。

最初、国庫補助金と職員の人員管理について、お聞きします。

○議長（幡垣正生） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 1点目の、13ページの廃棄物処理施設モニタリング事業補助金の関係について、ご回答いたします。

まず、予算につきましては、100万8,000円を計上しております。この予算については、平成23年度から平成30年度までの平均額を使って108万円という金額を算出しております。収入の方の126万7,200円については、環境調査委託の方で、放射性物質の焼却灰のセシウム濃度、また煙突から排出されるセシウム濃度の測定を行っておりまして、その費用の契約金額になっておりまして、その契約金の126万7,200円、収入がありました。この金額については、じん芥処理費に全額、充当させていただいております。

以上です。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） 2問目のお尋ねの職員数でございますが、令和2年度につきましては、事務報告書記載のとおり、「もうちょっと大きな声でお願いします。」と門間議員の声あり）令和2年度の職員数につきましては、先ほど事務報告書で門間議員がおっしゃいましたとおり、正職員数が27名、再任用が2名、会計年度職員が7名という形になって、合計36名となっております。

今後、新規採用の状況でございますけれども、当面、再任用制度、こちらを、定年延長の話もございますが、それについては、まだはっきりしたことが出てきておりませんので、現時点では、再任用を活用しながら、現在の 28 名、正職員 28 名、29 名体制を維持しながら、組合運営をしていきまして、将来的には、新規採用していくのか、それから委託を拡充していくのか、というところを判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） 女性職員が何名かということのご質問でございますが、令和 2 年度におきましては、会計年度任用職員 6 名が、（「すみません、もうちょっとはっきり」と門間議員の声あり）女性職員の人数でございますが、令和 2 年度におきましては、女性職員 6 名、会計年度任用職員 6 名が女性職員となっております。

また、女性の採用につきましては、今後、新規採用等は検討していくというような局長のご答弁がございましたので、今のところ考えてはおりません。新規採用する場合については、今後、検討していきたいと思っております。

もう 1 点の交通事故等休暇の導入でございます。これにつきましては 7 名、事務報告書の 47 ページで 7 名うたっております。これにつきましては、羽村市に準じまして、交通機関等事故休暇は通常、交通機関の事故等があった場合に取得できる休暇となっております。当組合の休暇制度につきましては、羽村市に準じて定めておりまして、令和 2 年度は、交通機関等事故休暇を新型コロナウイルスの感染が疑われる濃厚接触者へ、学校の臨時休校などによる子の世話をする場合など、出勤しないことがやむを得ない場合に取得できることとしております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 8 番門間議員。

○8 番（門間淑子） 放射能検出の方の、これはわかりました。平均値で先に載せていたけど、実質金額はこちらだったということで、満額、国からきたということですね。了解しました。

職員の件ですが、6 名が、会計年度の職員のうち 6 名が女性だったという発言に聞こえたので、それでいいのですね。今現在はいないと。今現在は何名いるかもさっき聞いたのですが、それはちょっと出てなかったのですが、では、あとで教えてください。

それで、今後、委託も含めて考えるというような話ですが、今後、3 年間については、この職員の年齢別表を見ると、退職がないということで、この時に新しく職員の方を雇用して、技術や知識を継承していくということをやっていくのが、こうした工場としての、衛生組合の工場としてのあり方というふうには思うのですが、それをしなくなりますと、技術、知識が継承されなくなっていくのではないかと。そのことについては、この人員管理の中で、新規採用しないと途絶えてしまうのではないかと。いうふうに思いますので、その件について、もう 1 回、少なくとも西多摩衛生組合は、まるごと業者に委託するのではなくて、きちっと事故対応の時に職員がちゃんと、地元の方に説明できるように、技術や知識を継承してきたはずなのですね。それが途絶えるというのは、非常によろしくないというふうに思いますので、そこは新規採用の部分とかみ合ってくると思うので、そこについて、もう 1 回お尋ねします。

それから、女性についてですけれども、女性の数があまり見えないので、もう少し積極的に、女性については採用していく道をちゃんとつくっていく必要があるのではないかなと思いますけれども、こ

の当たりについて、もう一度お聞きします。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） 今後の組合運営の中で、技術継承というようなところの視点が、ご質問でございますけれども、議員、御承知のとおり、この場所で、ごみを燃やしていただけるのが、令和 20 年度までというところがございます。ここ 20 年間、20 年ありませんけれども、延長につきましては、ご了承いただきまして、令和 20 年までは、この場所でごみ焼却ができるということは決まっております。それ以降のことがまだまるっきり決まっていない白紙の状態の中で、どうやって職員を確保しながら、また先ほど申しあげましたごみ焼却処理だけでも、現在、平日、夜間と土日、祝日、委託しておりますけれども、この辺を拡充していくのかというような、その辺、課題となっております。

令和 6 年度までは、現在の職員数、再任用等でカバーしていただけることとなっております。令和 7 年度以降は、確かに職員数が減ってくるようなこともございますので、それらを捉えまして、今後、課題として検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） まず、初めに女性職員の数のことでございます。令和 2 年度につきましては、先ほど会計年度任用職員で、6 名の女性職員がいるということでした。令和 2 年度になりまして、1 名退職されまして、すみません、令和 3 年度におきまして、1 名、途中で退職されまして、現在のところ、5 名になっております。

続きまして、積極的に女性職員を採用していくかということでございますが、その件につきましては、今後、新規採用を検討していく中で、女性職員の採用についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。（「わかりました。新しく、次の質問で。今のはもうわかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（幡垣正生） ここで、ちょっと待ってください。ちょっと休憩入れたいと思います。暫時休憩したいと思います。

55 分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後 2 時 45 分 休憩

午後 2 時 50 分 再開

○議長（幡垣正生） 予定より少し早いですけれども、再開したいと思います。

休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

質疑ございますか。8 番門間議員。

○8 番（門間淑子） 次の質問に入ります。決算書 27 ページのあたりです。先ほど、庁舎清掃に関しては、窓ガラスを拭いたというお話がありましたけれども、それは毎年のことではなくて、ということでしょうか。毎年、そういう形でやっているということでしょうか。窓ガラスって結構、特殊技術で、ぶら下がったりする、ああいうことを含めての庁舎清掃ということなのかどうかをお聞きします。フロアの清掃ではなく、特別な技術が必要だったのかどうかですね。

もう一つの方は、ガス調温室等清掃委託料というのがありまして、この清掃業務というのは、特別な清掃業務なのか、資格が必要なのか、危険作業があるのか、特別な機材が必要なのか、それですね。

もう一つ、一番下に構内道路等清掃委託料というのがありまして、これはどのような清掃業務で、特別、技術が必要なのか、特別な機材が必要なのか、そこについて、この清掃業務のそれぞれの違いをお話ください。

○議 長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 8番議員にちょっとお聞きしたいのですが、27 ページということでご質問されていたのですが、庁舎清掃委託につきましては、21 ページに掲載してございまして、そのどちらかをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議 長（幡垣正生） 8番門間淑子。

○8 番（門間淑子） 決算書 27 ページの委託料。

○議 長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 庁舎清掃委託、（「庁舎は先ほど別の、ページ、別ですよ。」と門間議員の声あり）窓ガラスの清掃ということで、これは 21 ページの庁舎清掃委託で行ってございます。ここができた当初は、上からぶら下がったりしてやっていたのですが、ちょっとした事故があったりしまして、今、下から長い棒でやっていただくという程度の清掃に控えておりまして、年 4 回行ってございます。

以上でございます。

○議 長（幡垣正生） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、二つ目のご質問でございます。ガス調温室等清掃委託について、ご説明をさせていただきます。

まず、ガス調温室という設備でございますが、ごみを焼却した排ガスを水で冷却する装置でございます。形状といたしましては、直径 5 メートルほどの大きな筒状の容器でございまして、高さが 10 メートルほどございます。この中に足場を仮設をいたしまして、その内面に付きました灰を除去する、そういった清掃委託となっております。その内面に付いた灰を定期的に落とさないと、下段のコンベア、灰を送るコンベアがあるのですけれども、そこに固形物がかんでしましまして、そういった不具合が発生いたしますので、年に 1 回、清掃委託をかけさせていただいております。

特殊な資格といたしましては、足場の仮設の資格がございます。あと高所作業というものもございません。それから、やはり灰を扱いますので、ダイオキシン類対策といったことが必要になってまいります。

以上でございます。

○議 長（幡垣正生） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 最後の構内道路等清掃委託について、ご説明させていただきます。

構内道路等清掃委託につきましては、公害防止協定で、敷地内及び工場付近の搬入出路の清掃及び消毒等は、必要に応じて講ずるというふうな公害防止協定となっております。これに基づきまして、構内の道路の清掃を行ったり、また、浸透枡の清掃、また排水槽、プラットホームの中の清掃などを行っております。

資格につきましては、浸透枡、大きい浸透枡がありますので、酸欠とか調べますので、酸欠の資格を持った方が実施しております。

以上です。

○議 長（幡垣正生） 8番門間議員。

○8 番（門間淑子） そうしますと、今お聞きした三つの清掃業務は、それぞれやはり個別の技術が必要で、個別の資格も必要なものがあるということで、三つに分離して委託したということで理解しました。

構内道路等清掃委託料なのですが、これ今回、落札率をちょっと計算してみましたら、99.81%で指名競争入札としての競争性が確保されているのかなというふうに疑問を持ったものですから、今のような質問をしているわけです。プラットホームの清掃とか、浸透枡とかですね、そういうふうな特別な場所の清掃ですと、シルバーの方たちをお願いするということではできないのでしょうか、これほど99.81%というような、高い落札率ですと、普通の清掃だったら、別の形での発注もできるかなと思ったのですが、それだとできないということですね。この構内道路等清掃委託料については、やはり特別な委託の形になると。

今回、100%に近い落札率になって、競争性が確保できたのかどうかというふうに疑問を持つわけですが、財務担当としては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 構内道路等清掃委託でございますが、落札比率におきましては、かなり高いというようなご意見ございましたけれども、令和2年度におけます平均落札比率は、工事請負費で97%、委託契約で96.3%でございます。どうしても最近、設計金額、これがかなり厳しく設計をされておりますので、あまり大きな数字は出てきていないのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 8番門間議員。

○8番（門間淑子） 平均値で計算していきますと、見えなくなってくるものがあるというふうに思うのです。この構内道路等清掃委託料というのは、去年は98.69%だったのです。数がかなり100%に近いところまできているので、あえて質問したわけです。競争入札の基本原理は、やはり競争性の確保ということで、そのあと公明性とか、透明性とか、公正性とか、競争とかいろいろありますけれども、やはり競争原理、競争性の確保がやはりなくなってくると、やはりちょっと良くないなというふうには思っています。西多摩衛生組合の場合には、電子ではなくて紙ですから、なかなか手続き上、難しいところもあるのかもしれませんが、競争性を促すための働きかけは、ぜひともお願いしたいというふうには思いますけれども、いかがですか。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 今後、指名選定委員会で業者指導、また業者等は選定いたしますが、その辺を考慮いたしまして、今後は指名をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「わかりました。次の質問いきます。」と門間議員の声あり）

○議長（幡垣正生） 門間議員、それはいいのですが、何問目なのかを、最初8問って言いましたよね。（「今で2回目まで終わっています。2問、3問までできてます。あと3問。」と門間議員の声あり）あと3問ですね。あと残り3問。はい、わかりました。

8番門間議員。

○8番（門間淑子） 決算書の29ページのところにいきます。一番大きな質問、疑問はですね、工場棟屋上防水工事なのです。これ1億3,000万円の大きな工事です。一般的に言えば、制限付一般競争入札になる案件だというふうに思うのですが、西多摩衛生組合はそれが今できない、電子入札ではないので、難しいということで、指名競争入札にしたというふうに理解はしています。

この入札経過調書を見ますと、6社指名したうちで5社辞退していますね。その6社指名して5社辞退、この辞退の理由は为什么呢。これが一つです。

それから、その上の施設維持整備工事4億円に関して、これはほとんど特命随意契約ですよ。1社

応札になっていますけれども、その中で、クレーン維持整備というのが二つに分かれていまして、この二つに分けた理由ですね。メリットは何だったのか。

それから、そのちょっと下の方で、工場棟シャッター更新工事っていうのが、それがまた二つの契約に分かれていまして、この二つに契約を分けることで、どのようなメリットが生まれたのか。その3点お聞きします。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） まず、防水工事の件でございますが、辞退が多かったというのは、その時の技術職員が、どこも確保ができないというのが、書面ではいただいておりますが、理由だったというふうに。（「ニーズ。」と門間議員の声あり）技術職員です。（「5社、全部ですか。」と門間議員の声あり）5社全部、そういうふうに聞いてございます。

○議長（幡垣正生） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） まずクレーン設備の施設維持整備工事を二つに分けた理由でございます。まず、一つ目がクレーン設備の計画工事というものと、あと基礎工事というものに分かれております。この基礎工事におきましては、クレーン設備はごみクレーンが2基、灰クレーンが1基、3基あるのですけれども、この基本的な年次点検、あるいはワイヤーの交換ですとか、そういったところは、クレーンを扱っている業者でしたら、どちらでもできる工事でございます。この基礎工事につきましては、指名競争入札で契約をしていただいて、そのメリットを活かそうということで、基礎工事は分けさせていただいたものです。

一方、計画工事は、やはりクレーンメーカーのノウハウがなくてはできない専門的な部分の工事でございますので、これにつきましては、随意契約で契約をさせていただいております。分けた理由はいたしましては、一部でも指名競争入札でのメリットを活かしたいというのが、まず一つ目の理由でございます。

次が工場棟のシャッター、こちらも同じ年度で2回に工事、分かれております。これは、工場棟のシャッターが全部で8枚あったと思います。全数、工事をしようと思ったのですが、メーカーの方から、コロナの関係だということで、輸入部品の調達が4setしかできないというようなことを言われました。よって、最初に4枚を行いまして、その後、9月ぐらいに、また部品が調達できるというような情報を得まして、後半に4枚、合計8枚の工事をさせていただいたという、そういった経緯がございます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 8番門間議員。

○8番（門間淑子） クレーンの方はわかりました。シャッターの方なのですが、シャッターの方で、最初は指名競争入札で、そのあと特命になっておりますよね。随意契約になってしまっていますけれども、その流れですね。わざわざ分けたのに、その2の方の工事は、前の1で入札した会社の方にいってしまうと、これってどういうメリットがあるのですか。ちょっとよくわかりません。わざわざ分けたのに、そういうふうに思います。

それから、この防水工事ですけれども、これは本当に大変なことだなというふうに思うのですね。競争入札参加登録者を見ますと、防水・塗装・内装調べっていうのが構成市町内で6事業者。構成市町外で4事業者あるわけですね。羽村市の場合は、1億円以上の契約案件については、10社を指名します。その指名基準があつて、その基準に沿って進めるわけですけれども、西多摩衛生組合の場合

には、そうした基準がないので、その6社っていうのは、構成市町内の6社なのか、それともこの土木建築工事の方から抽出したのか。それぞれの事業所名を見てみますと、やはり東京で有名な事業者なのですね。技術職員が確保できないというのは、どういうことなのでしょう。これ令和元年12月の時に、指名、事業に参加できる業者に登録をお願いするわけですね。それでも、こういうことが起きて、しかも6社のうち5社が辞退という、これって普通、このまま契約していいのかなというふうに思われるようなことだと思うのですが、西多摩衛生組合としては、どのように受け止めたのですか。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） ちょっと書類的に残っているとかいうことではないのですが、たまたまオリンピックの工事と時期が重なっておりまして、大手ゼネコンといえども建設業法で定める監理技術者が不足していたと聞いております。また、指名基準につきましてはございますので、あとでコピーをお渡しさせていただきます。

○議長（幡垣正生） 暫時休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（幡垣正生） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） ただいま6社を選定した理由ということで、まず指名選定委員会を令和2年6月9日、10時から10時半に行っております。組合の指名業者の選定の条件を付しております、その中で6社しかなかったというのが、6社になった理由でございます。

まず、では4件ございますので、読み上げさせていただきます。組合の指名参加登録業者のうち、建築工事（07に登録のこと）。2、工事金額が1億4,850万円を予定していることから、業務履行における安全性及び信頼性を確保するため、会社の規模及び運営状況の他、施工技術者の確保等を考慮し、指名競争入札参加者資格申請基準における格付Aランク以上とする。格付Aランク以上の業者のうち、経営審査における建築の評定値1,500点以上とする。また、防水工事の経審を受けていること。

（4）西多摩衛生組合指名停止措置基準による指名停止期間中の業者でないこと。この条件を付して、6社というふうに決まっております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 8番門間議員。

○8番（門間淑子） 今のお話ですと、経審が1,200点ですかね、1,000点以上ということですから、大手、この6社のうち辞退した5社については、〇〇〇っていう株式会社の東京本店だったり、東日本建築の支店だったり、東京支店だったり、この事業者は、誰が聞いてもわかるような大手です。その大手が技術職員が確保できないと言って、辞退することは考えられない。なおかつ1億円以上の事業の受注にあって、6社しか指名しない。あるいは6社しか応札、希望がなかったというのであれば、もう一度、そうやって希望を聞くとかね、1億円を超える大きな事業ですよ。それを第1回の応札で5社が辞退して、1社に決まってしまう。こんな契約をやっているいいのですか。透明性もなければ、競争性もないって言わざるを得ないですよ、これ。

こういうような契約のあり方について、私はちょっと調べていって、本当に驚きました。このまま契約していいのかっていうのさえ思いました。確かに、落札率は91.7%になっています。しかし、6社

のうち5社が辞退して、しかもそれが大手ですよ、全部。大手の建築業者ですよ。今、衛生組合の方がおっしゃったような技術職員が確保ができないなんてことあり得ない。しかも、経審の点数が高いじゃないですか。そんなところで、幾らオリンピックがあったからといって、技術職員がいないなんてことはあり得ないです。こういうような契約のあり方、これはもう二度とやってはいけない。私はそう思います。

落札率によって、先ほどね、平均値を出して、このぐらいだからっていうことをおっしゃいましたけれども、一步一步見ていくと、やはり改善すべき点がたくさんある。入札契約に関しては、競争性、透明性、公平性、そうしたものが保証されていなければならない、私はそう思います。今回のこの工事契約については、衛生組合は反省していただきたい。私はそう思います。管理者のご意見伺います。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） まず、初めに6社しか指名できなかったということでございますけれども、指名登録が6社しかなかったということで、6社を指名したというところをご理解をいただきたいと思っております。

先ほど、おっしゃられましたとおり、その後、5社が辞退してしまいまして、こういった疑問を招くような契約になったことは、不正は一切ございませんでしたけれども、公平と競争性の観点で言えば、議員おっしゃるとおり、疑問を持たれてしまうようなところでございました。今後は、そういったことが二度とないよう、その辺をしっかりと肝に命じまして、業務に携わっていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（幡垣正生） よろしいですか。8番門間議員。

○8番（門間淑子） 正副管理者、ご意見ありませんか。

○議長（幡垣正生） よろしいですか。8番門間議員。

○8番（門間淑子） ご意見ないですか。正副管理者の方からご意見ないですか。

○議長（幡垣正生） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 今、門間議員の方から、さまざまなご指摘等も含めて、いろいろ業者選定に関しましては、非常にやはり今、事務局長お話をしたように公平性、透明性、やはり誰が見てもやはりこれは公平であるということも含めて、しっかりその辺のところはこれから、しっかり改善していくところは、今回のことを踏まえまして、しっかりやっていく所存でございますので、どうかそういったことをご理解をいただきたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（幡垣正生） 7番水野議員。

○7番（水野義裕） 2点伺います。決算書の27ページで、事業費で、予算額が2億1,000万円ぐらいして、不用額で3,400万円ぐらい出ているのです。大きい、こんなに大きい不用が出た背景を説明してください。

それから、もう一個は、契約の話に戻るのですが、事務報告書の61ページから3ページに渡って、幾つかありましてね、59ページから4ページ、5ページに渡ってあるのですが、例えば、工事請負契約のじん芥処理が22ほどの契約の件名があつて、そのうち16件が特殊工事に伴う特命随意契約とあるわけですね。委託契約の事務処理よりじん芥処理費の方は、17のうち、20のうち17が同じ記述になっているわけです。これは特命なのですよ。この特命の契約が、どれだけ透明性というか、妥当性という、そういう検証を、どういう努力をしているか。全部聞いてはあれですから、例えば、じん

芥処理の施設維持整備工事、特殊工事となる特命随意契約、1億4,400万円、こうあるのですがね。これが妥当であるかということについて、組合側はどんな努力をして、この数字で契約をしたか。

つくった時には、ある意味で特権のように抑えてしまってという話になると、やはり契約もゆるくなってしまうことを心配するわけです。そういう意味で、国や当局が、こういった数字、こういう特殊工事に伴う特命随意契約、この当たりの妥当性というか、正当性というか、そんなことについての、どのように検証して努力をしているか。業者が言うなり、では検証にはならないですね。全国で似たような制度、システムで運用している清掃工場もたくさんあって、そういったところの資料も調べながら、チェックしたりとかね。あとそんなことをやっているかどうかを伺います。

以上です。2点です。

○議長（幡垣正生） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） まず、最初のご質問ですけれども、じん芥処理費のうちの需用費におけます不用額につきましてのご質問だったと思います。この需用費におけます不用額の発生理由でございしますが、大きく二つの項目がございします。まず、その需用費の欄の一番右側に消耗品費から5項目記載があるかと思ひますけれども、このうちのまず消耗品費におきまして、650万円ほどの不用額が発生しております。この不用額についてなのですけれども、ここではごみ焼却に使用します薬剤を主に購入しております。この薬剤は、やはりその対象物質、その薬剤に対する対象物質の濃度、そういったもので吹き込み量が増減いたします。したがって、一定の使用量ではないので、なかなか予算どおりぴったりというわけにはいきません。また、年度末に、ここが足りなくなってしまうと、そういった公害対策もできなくなるということで、若干の余裕は残させていただいておるといのが現実でございします。そこで、650万円ほどの不用額が発生しております。

また、もう一つの項目で、下から二番目の光熱水費がございします。こちらは、主に環境センターで使います電気料金を購入しております。この電気料金につきましては、令和2年度におきましては、当初予算といたしまして、電気の購入量225万キロワットアワーを購入するふうに見込んでおります。しかしながら、こちらにも基幹的設備改良工事などで、発電の効率が上がっております。そこが若干見込めていなかったところもございまして、かと言ってあまり厳しく見ても、ここも足りなくなったら困るわけがございまして、この225万キロワットの見込みに対し、実際の購入額が163万キロワットということで、こちらでは電気料として1,200万円から1,400万円程度の不用額が発生をいたしております。

このあたりは、昨年初めて基幹的設備改良工事が終わって、丸々一年のデータが取れましたので、今後は昨年のデータを活用いたしまして、より実態に近い予算設計をさせていただいておるといところでございします。

以上でございします。

○議長（幡垣正生） 島田施設長。

○施設長（島田善道） 2点目の随意契約に対するどんな努力かというご指摘ですけれども、議員、ご指摘のとおり、ほとんどの清掃工場は、全部、特許とか、そういう技術の、表現悪いですけど、そういうものがついてまして、随意契約にならざるを得ないというような状況でございします。

当組合としては、以前にも議会でも、当事者二者間の協議で物事を決める契約はおかしいというようなご指摘をいただきまして、その時から、環境公社の方にいろいろ技術的な支援委託を結んでおります。その支援委託は、そういう二者間だけではだめだということで、我々としては随意契約せざるを

得ないなら、積算をきちっとしようということで、公社を通じて技術支援、これは主に東京都、昔の東京都の清掃局のOBになるのですが、専門のそういう清掃工場の専門の人たちが積算をやっていたので、そういう人たちがいろいろチェックをやってきたというような技術力を持ってますので、そこでまず積算をきちっとやろうということです。それに努めています。

それから、工事の必要性、これも業者の言いなりではなくて、公社と一緒に、本当にこれはやるべきかやらないべきかとか、そういったこともチェックをしております。それで、来年度からは、今度は検査というようなことが重要だよというご指摘もいただきましたので、今度は検査も項目として、そこへきちっと入れていくというようなことで、事前確認・積算・工事・検査といった一連の流れで対応していくというようなことで努めているところでございます。

以上です。

○議長（幡垣正生） 7番水野議員。

○7番（水野義裕） 自家発電がたくさん出て、お金が少なく済んだ、それは、そうするともう一つの方も同じように出ているので、多分同じ理由なのでしょうね。じん芥処理ではなくてどこだっけ。33ページかな。余熱利用施設費の600万円。その辺ちょっと確認。

それから、環境公社のノウハウをとということなんでしょうけれども、それは、そこにしかないノウハウで、組合の職員もそこを、ノウハウを得て蓄積して行って、やる努力をしているかどうか。

それから、あと検査って言いましたけど、今まで検査してなかったのですか。よくわからない。突然、検査っていうのが出てきて、検査をすることが、にんさいよと言われた、その検査って何に対して、どういう検査をして、誰がやるべきなのか、そこを説明してください。

○議長（幡垣正生） 島田施設長。

○施設長（島田善道） まず、職員が努力したのかということで、これはもう10年以上前になりますけれども、まず積算業務について、うちの職員が技術指導を受けて、それを毎年、いろいろな事例を含めてやってきました。もう10年経ってますから、積算のそういういろいろな基準とか、考え方とか、疑問点とか、疑問点の見方とか、そういうふうなものは蓄積していると思います。

それから、検査については、検査、今までやっています、実は。きちっと我々とメーカーと公社と、3者で検査はきちっとやっています。それをより明確に検査事務ということで、きちっとくりをつけていこうというような感じで、それを明確化にただけで、内容はきちっと今までどおりと同じようなことはやってきているということでございます。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） もう1点の決算書の33ページ、余熱利用施設事業費の需用費の不用額なんですけど、こちらは、フレッシュランド西多摩の光熱水費ということで、環境センターとは、また別に管理しております。この中で光熱水費が特に落ちているのですけれども、理由といたしましては、令和2年4月1日から6月15日まで、浴場施設を臨時休館いたしました。これに伴いまして、電気料では、元年度と比較して23.7%の減という形になっています。

また、水道料、浴槽水に使う上水でございますが、こちらも元年度の使用量と比べますと37.8%、このくらい落ちているような状況になっています。当然、下水道料も上水道が減ったことに伴いまして、同じく37.8%減っているといたした状況で、こちらは主にコロナウイルス対策に伴いまして、その臨時休館、また年間を通して、利用客の人数が減ってしまったというのが、主な要因となってございます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 7番水野議員。

○7番（水野義裕） 最後の質問。ノウハウは職員がちゃんとためるように10年やっているということで、安心をしましたが、検査の話がね、突然出てきて、それは今まで明解に検査という業務が、職員の中に規定されてなかったものを、規定をするという話なのか。それとも検査業務ということで、また外注に仕事を出して、その検査業務をやっていこうとしているのか。その辺の考え方を教えてください。

○議長（幡垣正生） 島田施設長。

○施設長（島田善道） 今のご指摘のとおり、今までは報告会とか、そういう話し合いの中で、全体的に検査というような形で納めていたのですが、今度はきちっと第三者の検査で、きちっと確認をしたというような報告書ももらって、検査体制を確立していくということで、新たにきちっとそういう検査項目を設けて、支援業務の中に入れていくと、こういった考えでございます。（「結構です。」と水野議員の声あり）

○議長（幡垣正生） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号、令和2年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（平田監査委員 退場）

午後3時38分 休憩

午後3時39分 再開

○議長（幡垣正生） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第6号及び日程第6、議案第7号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第6号、令和3年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び日程第6、議案第7号、令和3年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、一括議題となりました議案第6号、令和3年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第7号、令和3年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第6号、補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,458万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億7,741万9,000円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容であります。歳入予算では、フレッシュランド西多摩におけるコロナ禍の影響を反映し、余熱利用施設等使用料を、上半期の実績に合わせ見直すとともに、前年度決算に基づく繰越金の確定額を計上しております。

歳出予算では、実質の職員配置に基づき、人件費を精査したほか、委託料及び工事請負費において、契約実績に基づく減額補正を行っております。

また、余熱利用施設事業費では、歳入同様、コロナ禍の影響を反映し、需用費の光熱水費及び各種委託料を減額措置しております。

次に、議案第7号、令和3年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明を申し上げました、補正予算（第1号）に基づき、組合市町分賦金の総額を19億2,666万8,000円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第6号、及び第7号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） それでは、議案第6号、令和3年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第7号、令和3年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号、令和3年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5,458万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を21億7,741万9,000円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は1億2,087万8,000円減額いたしまして、19億2,666万8,000円と定めようとするものでございます。

第2款使用料及び手数料は、1,731万9,000円減額いたしまして、1,832万2,000円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は、8,443万3,000円増額いたしまして、1億343万3,000円と定めようとするものでございます。

第5款諸収入は、81万7,000円減額いたしまして、1億2,796万6,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は5,458万1,000円を減額いたしまして、21億7,741万9,000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、1,039万5,000円減額いたしまして、1億7,971万4,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は、1,795万円減額いたしまして、14億5,374万3,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は、2,623万6,000円減額いたしまして、3億5,419万円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、5,458万1,000円を減額いたしまして、21億7,741万9,000円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。4、5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ご説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください、歳入でございます。

第1款分賦金は、1億2,087万8,000円減額いたしまして、19億2,666万8,000円でございますが、詳細につきましては、後ほどご説明をいたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

第2款使用料及び手数料は、1目使用料におきまして、1,731万9,000円減額いたしまして、1,832万1,000円でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策等による来館者数の見込みを、当初予算積算時予想では、約40%減少を見込みましたが、実情におきましては、さらに20%程度の減少が見込まれることによるものでございます。

第4款繰越金は、8,443万3,000円増額いたしまして、1億343万3,000円でございます。

これは令和2年度からの繰越金でございます。

恐れ入ります。6ページをお開き願います。

第5款諸収入は、2項雑入におきまして、81万7,000円減額いたしまして、1億2,796万4,000円でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策等による減額分でございます。光熱水費等で34万5,000円の減額、タオル等売上金で5万9,000円の減額、イベント参加負担金で41万3,000円の減額でございます。

以上、補正額合計5,458万1,000円を減額いたしまして、歳入の合計額は、21億7,741万9,000円でございます。

次に、7ページをご覧ください、歳出でございます。

第2款事務所費は、1,039万5,000円減額いたしまして、1億7,971万4,000円でございます。

これは、第1節報酬において、会計年度任用職員1名の退職と、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費において、部長職が再任用職員となったことが主な要因で、人件費において819万5,000円の減額、第12節委託料におきましては、環境学習拠点整備（見学者コース更新）事業委託料の契約差金で220万円の減額となっております。

次に、8、9ページをご覧ください、第3款じん芥処理費は、1,795万円減額いたしまして、14億

5,374万3,000円でございます。

これは、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費においての職員の配置実績が主な要因で、259万5,000円の増額、第12節委託料において契約差金12件、925万6,000円の減額、第14節工事請負費において、施設維持整備工事等の契約差金により、1,118万9,000円の減額、第26節公課費において、汚染負荷量賦課金、10万円の減額が要因でございます。

次に、10ページをお開きいただき、第4款余熱利用施設事業費は、2,623万6,000円減額いたしまして、3億5,419万円でございます。

これは、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費において、職員の配置実績により、人件費において159万円の減額、新型コロナウイルス感染症対策として、フレッシュランド西多摩の臨時休館及び使用制限を行ったことによる、第10節需用費における光熱水費の減額分、959万7,000円、第12節委託料において2件、78万7,000円の減額、第13節使用料及び賃借料におけるサウナマットの減量により、51万2,000円の減額、第14節工事請負費における契約差金1,375万円の減額が主な要因でございます。

以上、補正額合計5,458万1,000円を減額いたしまして、歳出の合計額は、21億7,741万9,000円でございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

一般職職員29名、会計年度任用職員6名における、給与費明細書でございます。後にご参照いただければと存じます。

以上で、議案第6号、令和3年度西多摩衛生組合補正予算第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、令和3年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第7号附属資料をご覧ください。

令和3年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明を申し上げます。

基礎数値といたしまして、表2人口割合比較で、構成市町の人口は、令和3年10月1日現在の人口を採用し、全体で1,980人減少し、27万4,661人で確定をさせていただきました。

組合市町別では、青梅市は1,049人の減少で、13万1,242人、負担割合は47.78%。福生市は518人の減少で、5万6,449人、20.55%。羽村市は129人の減少で、5万4,654人、19.90%。瑞穂町は284人の減少で、3万2,316人、11.77%となっております。

次に、表3、ごみ搬入割合比較でございますが、構成市町別では、青梅市は200トン減の2万9,000トンで、負担割合は47.94%。福生市は100トン減の1万1,600トンで、19.17%。羽村市は600トン減の1万1,400トンで18.84%。瑞穂町は300トン減の8,500トンで、14.05%。合計で1,200トン減の6万500トンを見込んでございます。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきまして、ご説明を申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をしております。この積算結果から、令和2年度繰越金を差し引いたものが、令和3年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は、3,766万円減額となりまして、9億2,144万9,000円、47.82%。福生市は、2,126万7,000円減額となりまして、3億8,223万8,000円、19.84%。羽村市は、3,670万

9,000 円減額となりまして、3 億 6,157 万 7,000 円、18.77%。瑞穂町は、2,524 万 2,000 円減額となりまして、2 億 6,140 万 4,000 円、13.57%となります。

分賦金の補正額合計 1 億 2,087 万 8,000 円を減額いたしまして、分賦金は 19 億 2,666 万 8,000 円でございます。

以上で、議案第 6 号、令和 3 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、議案第 7 号、令和 3 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 質疑なし。以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第 6 号、令和 3 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の件に対する討論に入りますが、通告がございません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

次に、議案第 7 号、令和 3 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第 6 号、令和 3 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、令和 3 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 8 号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました議案第 8 号、東京都市町村公平委員会を共同設置する

地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会に加入したい旨の依頼があったことに伴い、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があることから、地方自治法の規定に基づき、議決依頼があったものであります。

変更の内容につきましては、お手元に配布しております議案第8号、及び新旧対照表に記載のとおり、公平委員会を共同設置する地方公共団体を規定しております別表に、新たに秋川流域斎場組合を加えるものであります。

なお、この規約は、東京都知事へ届出の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（幡垣正生） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 質疑なし。以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第8号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、少し時間も押していますので、4時10分より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

午後4時02分 閉会